

## 常陸大宮市告示第25号

常陸大宮市地域経済活性化支援金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月26日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

### 常陸大宮市地域経済活性化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費喚起による市内経済活性化を目的として、プレミアム付商品券を発行することにより、市民等に対して地域経済活性化支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、市が販売するプレミアム付商品券をいう。
- (2) 登録事業所 商品券による取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業所として市に登録した事業所をいう。
- (3) 換金 登録事業所が取引により受け取った商品券を、その券面金額と同額の現金に換えることをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、その住所又は勤務先が市内にある者とする。

(商品券の発行及び支援金の額)

第4条 市長は、登録事業所との取引においてのみ使用することができる商品券を発行し、これを交付対象者に販売するものとする。

- 2 商品券は、券面金額を500円とし、10枚を1冊とする。
- 3 市長は、前項の商品券を1冊3,000円で販売するものとする。
- 4 支援金の額は、商品券の販売額とその額面との差額とし、交付対象者は、市長が別に定める限度内で商品券を購入することができる。
- 5 購入した商品券は、払戻しをすることはできない。
- 6 商品券の使用期間は、発行した日から令和3年12月31日までとする。
- 7 商品券は、次に掲げる場合には使用できないものとする。

- (1) たばこ又は図書券若しくはプリペイドカードなどの金券類を購入する場合
  - (2) 切手、印紙又は証紙等の換金性の高いものを購入する場合
  - (3) 電子マネーに入金する場合
  - (4) 国又は地方公共団体への支払を行う場合
  - (5) 公共料金の支払を行う場合
  - (6) その他市長が不相当と認める場合
- 8 商品券は、商品券の券面金額以上の支払にのみ使用できるものとする。
- 9 商品券を交換し、譲渡し、及び売り渡しすることはできない。  
(支援金の交付申請等)
- 第5条 商品券の購入をもって、支援金の交付申請及び交付決定があったものとみなす。  
(登録事業所)
- 第6条 登録事業所としての登録を受けようとする者は、書面で市長に申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 市内に存する事業所であること。
  - (2) 事業を営むに当たって、関連する法令等を遵守していること。
  - (3) 常陸大宮市暴力団排除条例（平成24年常陸大宮市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団が実質的に関与している者でないこと。
  - (4) 代表者、役員又は従業員等のうちに条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当するものがないこと。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは、当該申請をした者を登録事業所として登録するものとする。
- 4 登録事業所は、取引において商品券の使用を拒んではならない。  
(商品券の換金)
- 第7条 登録事業所は、取引において受け取った商品券を換金しようとするときは、当該商品券を添えて書面により市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求をした登録事業者に対し請求額を支払うものとする。  
(補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。